

# 平成25年度第17回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

日 時 平成26年1月29日(水) 午前9時  
場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

## 第 17 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 26 年 1 月 29 日 (水) 午前 9 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3・第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
  - 第 1 第 46 号議案 議決事項の取り消し (平成 25 年 12 月 11 日議決第 41 号議案) について
  - 第 2 第 47 号議案 八王子市青少年体育奨励基金条例の一部を改正する条例の設定依頼について
  - 第 3 第 48 号議案 平成 25 年度 2 月補正予算の調製依頼について
- 4 報告事項
  - ・平成 25 年度東京都教育委員会表彰 (健康づくり功労) の受賞について (保健給食課)
  - ・平成 25 年度健康教育推進学校表彰の受賞校決定について (保健給食課)
  - ・インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について (保健給食課)
  - ・平成 25 年度八王子市立小中学校合同作品展「第 9 回おおるり展」について (指導課)
  - ・平成 24 年度における児童・生徒の問題行動等の実態について (指導課)
  - ・第 64 回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の結果について (スポーツ振興課)
  - ・行政監査において指摘された事項への措置状況について (スポーツ施設管理課)

その他報告

---

## 第 17 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成 26 年 1 月 29 日 (水) 午前 9 時
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3・第 4 委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第 49 号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事について
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1 番）	小田原 榮
委員	（2 番）	和田 孝
委員	（3 番）	星山 麻木
委員	（4 番）	金山 滋美
教育 長	（5 番）	坂倉 仁

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	坂倉 仁
学校 教育部 長	野村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相原 雄三
教育 総務 課 長	小林 順一
学校 教育 政策 課 長	平塚 裕之
施設 管理 課 長	岡 功英
保健 給食 課 長	森田 聖二
教育 支援 課 長	穴井 由美子
指 導 課 長	細井 東
教 職 員 課 長	廣瀬 和宏
統括 指導 主事	山下 久也
統括 指導 主事	山本 武
生涯学習スポーツ部長	天野 克己
生涯学習政策課長	宮木 高一
スポーツ振興課長	立川 寛之
スポーツ施設管理課長	橋本 徹
学 習 支 援 課 長	新井 雅人
文 化 財 課 長	田島 巨樹
こども科学館長	牛山 清志
国体推進室長	富貴澤 繁幸
国体推進室主幹	岩田 充
国体推進室主幹	高橋 利光

図書館部長兼中央図書館長	豊田 学
生涯学習センター図書館長	中村 照雄
南大沢図書館長	村田 浩三
川口図書館長	福島 義文
指導課指導主事	菅野 直博
指導課指導主事	日向 義裕
保健給食課主査	山本 直樹
教育支援課主査	菅原 慎逸
指導課主査	持田 勝
スポーツ施設管理課主査	佐取 久満

事務局職員出席者

教育総務課主任	川村 直
教育総務課主事	廣瀬 勇人

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成25年度第17回定例会を開会いたします。

本市では節電の取組を継続しております。照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4番、金山滋美委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、本日、追加議事日程の提出がありましたが、これについても議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第48号議案及び追加議事日程、第49号議案は、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 これも御異議ないものと認めます。



○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

まず、日程第1、第46号議案「議決事項の取り消し（平成25年12月11日議決第41号議案）について」及び日程第2、第47号議案「八王子市青少年体育奨励基金条例の一部を改正する条例の設定依頼について」の2議案は相互に関連しますので、一括議題に供します。

各案について、スポーツ振興課から御説明願います。

○立川スポーツ振興課長 それでは、第46号議案及び第47号議案について御説明申し上げます。

本件につきましては、去る12月11日の定例会において議決をいただいたところでございますが、その後、本件について、当初予算との関係が非常に密であるということから、財政当局との調整もあわせて進めておりました。その中で、財政当局としまして

も、私どもスポーツ振興課の思いでありますジュニア育成に力点を置くという方針については十分理解はしているが、本市の財政状況が大変厳しいという中で条例をここで改正するのであれば、将来を見越して、スポーツ施策全般にも活用できるような余地を残しておいてほしいという要請がございました。私どもといたしましても、もちろんジュニア育成というものを、今後、重点事項として置いていくという方針はぶれることはないわけですが、ただ、一方で、本市財政の状況というのも十分承知しておりますことから、前回の議案では、ジュニア育成事業に特化していたところなのですが、それに加え、スポーツ施設の整備及び改修、また地域資源活用型のスポーツ事業、こういったものにも充てられるように基金の用途を広げたところでございます。その結果としまして、前回議案と比べて、議案としての同一性がなくなってしまったことから、第41号議案を取り消し、新たに第47号議案として御提案をさせていただくことといたしました。

第47号議案につきましては、基本的にはジュニア育成というものに主眼を置くというところは全く変わっておりません。しかしながら、目的としまして、生涯スポーツ社会の形成であるとか、また、本市の特性を生かしたスポーツ推進といったものを加えております。

基金の処分につきましても、第一義的にはジュニア育成に資する事業ということで掲げさせていただいております。それに加え、スポーツ施設の整備及び改修、それと地域資源を活用したスポーツ事業というものを加えさせていただいております。

例えば地域資源を活用したスポーツ事業とはどういったことかといいますと、本市の豊かな自然環境を生かしたオリエンテーリングであるとか、トレイルランニングといった事業を想定しているところでございます。

こういった趣旨というものは、この4月からその計画期間に入るスポーツ推進計画との連動を図る内容に、基金条例を改めさせていただくというものでございます。

説明は以上でございます。

○小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

皆さんから質問が出る前に、初めにお伺いしてよろしいですか。

手続上、以前に議決した案件を取り消して、それと内容がほぼ同じ条例設定依頼の議案を審議することは可能なのですか。いわゆる一事不再理とかいうようなこととは別であるというわけですか。要するに、教育委員会で一旦議決した事柄を、もう一度、議案

として上程するということが可能なのですかということです。

○立川スポーツ振興課長　基金条例自体の名称からして、前回の議案とは変わっているということで、私どもとしては、既に議案としての同一性がないものと考え、このような対応をさせていただいているところです。

○小田原委員長　そういうことは議事上大丈夫なのですか。

○小林教育総務課長　目的というものが全く変わってきておりますので、議決を取り下げて、新たにということでやっておりますので、手続上問題ないものと考えております。

○小田原委員長　この間というのは1カ月前ですよ。1カ月前に教育委員会で決めたことを、取り下げる議決ということが可能なかということなのです。そういうことは議事法上、可能なのですかという確認です。

○小林教育総務課長　こちらは合議制の意思決定機関でございますので、所管のほうで、新たにこちらのほうがこの基金の目的に沿っているということで、改めて考え直して、意思決定を再度諮っているものでございますので、手続上、おかしいということはないと考えております。

○小田原委員長　かなり危険なことをやっていると思います。ここは、前回、こうやって決めたわけだから、それを取り下げることについては、前の議論を私は否定はできないと思うのです。手続上、当局と、条例の設定を依頼するわけだから、その機関にお願いすることについては、連絡不徹底というか、あるいは不行き届きにつき、もう一回御議論いただいてという形にしていったほうがいいのではないかと思います。教育だけではなくて、全市的な立場で考えるべきところを、私たちが怠ったので、もう一回議論をして、全市的な形でもって考え直しましょうとしたほうがいいと思いますが、どうですか。

○和田委員　私も、この取り消しを行う理由というのがよくわからなくて、いま説明を受けたのですけれども、そうすると、前回の提案をしたときには、こういう事態が起こるということを想定していなかったということがまず一つあるということと、取り消しというと、今の委員長もお話があったように、議論を否定する形になってくるのですが、修正とか、追加とか、そういう言い直しにはできないのかと思います。取り消しになってしまうと、以前議論したことは何だったのかというのは、そのとおりだと思います。

○立川スポーツ振興課長　和田委員がおっしゃるとおり、これ自体が前回の議論を全く否定するものではなく、前回議論をいただいた議案に対して、いわゆるそれに付加している

ものです。そういったことで、ある意味手続論なのですが、そういう修正、もしくは場合によっては、乱暴に言ってしまえば、こちらから市側に対して議案の調製依頼をした際に、そこでの文言調整という言い方もできなくはないのです。しかしながら、実際、条例の名称も変わりますし、趣旨の部分にも青少年に加えて2点盛り込ませていただいているものですから、やはりここは、改めて教育委員会にお諮りを申し上げるのが妥当と判断したところでございます。

○小田原委員長　　そういう話になると、私は逆になる立場になってしまいますよ。私たちは青少年を育成しましょうという話をしてきたわけです。それを条例名から取ってしまうという話だったら、根本的に考えは違うわけだから、そんなことはだめですという話になったらおしまいですよ。

○立川スポーツ振興課長　　条例名称としては、青少年は確かに外されているのですけれども、条例の趣旨については全く外しておりませんし、そこを中心に据えているのは今も変わりません。それに加えて用途を広げているということでございます。

○小田原委員長　　教育委員会制度が変わろうとしているときに、こういう形にして本当によいかという話は、教育としては大きな分かれ目だと思いますよ。そういう議論になってしまったら、私は反対になってしまう。この場で議論すれば、青少年を取ってしまうのはよろしくないのではないですかという話になるのですよ。私はそう思うのだけれども、皆さんの御意見はいかがですか。

特になければ、前回の議決を取り消すという議案について、それでよろしいかとお諮りしますから。

○和田委員　　もう一度確認なのですが、この取り消したことによって、新たに議論しなければならぬことは何ですか。

○立川スポーツ振興課長　　議論しなければならない点は第47号議案のほうで、新たな議案として御提案させていただいております。青少年のジュニア育成事業に加えて、2点、新たな基金の用途を加えることについて、お諮りいただきたいといいますか、御議論いただきたいということでございます。

○小田原委員長　　余りいろいろ言うと、またこんがらがるとは思いますが、前回の議案につけ加えるというような話でいけば、そのほうがいいのかという感じがするのですが、それをすると、前回出した議案をもう一回やるわけだから、これが、今度は一事不再理にかかわってくるわけでしょう。だから、それを避けるためにまずは前回の議決を取り消



すという議論をする。それがいいかどうかというのは最初に聞いたわけですが、取り消してから、別に新しい議案として提出するという事なのですね。新しい議案では条例の名称から青少年という文言は取りますと。それがいいかどうかという話で、私がそれではだめだと言ったらどうなるのですか。そういう前もっての事務上の不備があったから、やり直しましょうということではないのですか。

○立川スポーツ振興課長　市側に調製依頼をする過程の中で、今後、将来的なものを見据えたところで、新たにここで動き出すスポーツ推進計画との連動を図って、基金の用途を限定せずに、少し間口を広くしておきましょうということですので、決してその事務上の問題ではございません。

○小田原委員長　事務上じゃないですか。本市の財政状況を鑑みという話になるわけでしょう。教育の独自性とか、委員会制度をどういうふうに考えるのだという話になってしまふのだけれども、どうですか。

○坂倉教育長　担当部局もすごく苦労したと思うのです。条例の第6条を見てもらったらわかるように、改正前は、いわゆるこの青少年体育奨励は運用益しか使えなかったものを、運用益ではなくて、根本的に使っていこうというのを前回議案で出したわけです。委員長のおっしゃる委員会で決めたことはどうなのだというところは別にして、担当は実を取るために苦労をしたのかなと思っているところです。

もし、ここで教育委員会としての議論で少しプラスするとすれば、今、6条（1）、（2）、（3）になっているのですが、（1）が一番主なもので、（2）は前のものを生かしているのですが、そこに（3）を加えたところが新しい知恵なのでしょうけれども、むしろ（3）事業資金ですから、額的にもそんなに大きくないという意味では、前回の議論の中で、なるべく基金を凍結するのではなくて、生かしていきたいという形で議論があった中では、もしするとすれば、（2）と（3）を入れかえるような形も考えられると思います。

○小田原委員長　本来の青少年育成の部分だけに使いましょうという部分が、どこかへ行ってしまふ心配があるので、その歯どめだけはしておかなければいけないのではないですか。

○金山委員　1カ月前のことなので、あれっと思いましたが、御説明を聞いていて、一応納得はしています。条例名から「青少年」を取るということに関しては、どちらかというところと抵抗はありますが、全体の方たちのために、使いやすい形をとるというのも、これは

仕方のないことかと思えます。ただ、やはり青少年に資することを最優先するという  
ことは認識しておいていただきたいと思えます。

○立川スポーツ振興課長 いただきました御意見を踏まえまして、私ども所管としましても、  
この青少年のスポーツ推進ということに関しては、力点を置いていくという思いには変  
わりはございませんので、そこを踏まえながら運用していきたいということが1点と、  
もう一つは、御意見で出ましたとおり、条例第6条の2項と3項、ここの優先順位とい  
いますか、これも反映させていただこうと考えております。

○小田原委員長 そうすると、第6条第2項と第3号を入れかえるわけですね。有効に使う  
ようにするにはどうするかという点で、ジュニア育成については、オリンピックが終わ  
ってしまったら、もう育成は終わってしまって、他の方に使いましょうといった話にな  
っていき流れが考えられるので、何とも言えませんが、金山委員のお話のように、  
いろいろな形でもって活用できる範囲を広げるといふ趣旨で、第46号において前回の  
議決を取り消し、第47号議案を改めて議決して、条例制定を依頼するということが  
すが、それでは、お諮りしてよろしいですか。

第46号議案ですが、平成25年12月11日議決第41号議案の議決を取り消す  
ということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第46号議案は、そのように決定することにいたしました。

続いて、第47号議案につきましては、御提案のように決定することに御異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 これも御異議ないものと認めます。

よって、第47号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

---

○小田原委員長 それでは、次に、報告事項となります。

まず、保健給食課から3件、御報告願います。

○森田保健給食課長 それでは、「平成25年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）  
の受賞について」ですが、本市においては第四小学校が優良校として選ばれました。詳  
細につきましては、保健担当主査の山本より説明いたします。

○山本保健給食課主査　それでは、平成25年度東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）の受賞につきまして、今年度は、第四小学校が優良校の表彰を受けましたので、御報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。

表彰の趣旨としましては、児童・生徒の健康づくりを組織的、計画的に取り組む学校を表彰することにより、これらの積極的な活動を奨励し、東京都全体の学校保健、学校安全の水準向上を図るため、毎年、実施しているものになります。

本市では、毎年、八王子市の学校保健会で優良校と努力校という表彰を行っているのですが、そのうちの優良校、小・中1校ずつの計2校を翌年の東京都の表彰に推薦をしております。今回、対象となりました第四小学校は、平成24年度の八王子市学校保健会表彰の優良校ということになります。東京都による学校の訪問調査を経まして、東京都健康づくり優良学校の受賞が決定しております。

それでは、5の「主な取組」を御覧ください。

第四小学校は、学校保健目標を「自分の健康に関心を持ち、生きる力を育てる」と定めております。そして、以下のようなさまざまな取り組みを行っております。

（1）の児童がみずから取り組む保健指導週間を毎月設定しています。第四小学校の健康課題というのが、「早寝・早起き」「朝ごはん」「歯みがき」「ハンカチ・ちり紙」というテーマをつくっており、個々の児童が自ら取り組む状況を記録して、習慣化をめざしています。

（2）は、大型掲示板の操作を通して学べる保健掲示板をつくっているということです。保健室前に大型の掲示板をつくり、児童がいろいろ操作をしたり、動かしたりして、いろいろな保健の内容がわかるようなものを工夫して、毎月設定をしています。

（3）の月2回発行している「ほけんだより」、こちらもルビを振るなど児童が読めるような工夫をしています。

（4）の保護者からの相談に対しては、継続的に対応できるように年2回健康相談週間を設けるなど、保護者が来室しやすい保健室経営を行っております。

こういった内容から、今回、優良校を受賞しました。表彰式は1月18日に行われました。今後、教育委員会ホームページでも情報公開をしていきたいと考えております。

参考としまして、資料の下のところに、過去の受賞校一覧を載せております。

なお、今年度の八王子市学校保健会の表彰の優良校は第一小学校と別所中学校になり

ます。この2校については来年度、東京都の表彰に推薦することを予定しております。

報告は以上になります。

○小田原委員長 保健給食課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見はございませんか。

○金山委員 第四小学校の発表は、東京都の健康づくりフォーラムの前にあったと思うのですが、実は、健康づくりフォーラムには参加させていただいたのですが、午前中の表彰には間に合わなかったもので、冊子をいただいて、第四小が受賞したことを知り喜んでおりました。受賞校の中にはすごい実践をしていらっしゃる場所もあって、また、講演では学校食物アレルギーの対応の話専門の先生からお伺いして、とても勉強になりました。そのフォーラムですごく気になったのが、展示発表に色覚検査のすすめというものがあったのです。色覚異常の割合は男子で4～5%、女子の0.2%ということですが、検査をしなくなってもう10年になるそうです。全体に検査をすればお金がかかることですので、そのことのお願いはなくて、例えばこういうことがありますよということを、小・中学校にアナウンスをしていただきたいと思います。眼科医会などの協力が得られると思うので、進路を選ぶときにも関係することなので、何かの形で周知をお願いしたいと思いました。

○山本保健給食課主査 本市におきましても、色覚検査は健康診断から項目がなくなったのですけれども、希望者へ本を貸し出したり、あとは眼科医の診断を受けるような形をとらせていただいております。そうした学校への周知は既に行っております。

○金山委員 ありがとうございます。

○和田委員 色覚検査については、前に差別とか、いじめの問題も取り上げられていたのですが、そのフォーラムの中ではどのような取り上げ方をして、また、どのような配慮事項などが示されているのですか。

○金山委員 展示ブースがあり、そこに眼科医師会が入っていただけのもので、特に発表というものはありませんでした。周知してほしいということで、パンフレットがたくさん積んでありました。

○小田原委員長 そのパンフレットには何か書かれていませんか。

○金山委員 直接のいじめとか、差別に関しては特に書かれていません。

○小田原委員長 何で取りやめたかというようなところから考えると、扱いをどうするか。

保健給食課では周知しているということなのだけれども、これは学校医会からの話です

よね。学校医会としては、徹底されていないから周知してほしいという話になってくるわけですが、八王子ではそんな心配はありませんと言っていいわけですね。つまり、学校には紙を配布して終わっているわけでありませぬということですね。

○森田保健給食課長　　そういうことです。

○野村学校教育部長　　希望者がいる場合には、色覚検査の本を貸し出すわけですが、貸し出しは実際に行われていますし、多くの学校には周知していると考えています。

御心配されているいじめも含めて、学校保健会の会議等で、改めて周知することはできると思いますので、重ねて周知していきたいと思えます。

○小田原委員長　　どこかの学校へ行ったときに、教室の中にその本が無造作に置かれていましたよ。

○野村学校教育部長　　いじめの問題もありますので、改めた形で周知をいたします。

○小田原委員長　　いじめのことを言ったら、例えば近眼の検査とか視力検査だって同じようなものなのだけれどもね。そのほか、何かございませんか。

○坂倉教育長　　第四小学校の受賞は大変にめでたいと思えますし、毎年、学校保健会が市の中で小・中1校ずつ挙げてくれていることもありがたいことと思うのです。今、説明の中で、来年度は第一小学校と別所中学校を推薦するという話があったのですが、17年度以降の受賞校を見ると、19年度には小学校、中学校が受賞しているけれども、それ以外は、加住は別にして、全部小学校だし、それから、優秀校は2回ほどあったけれども、ほとんど優良になっている辺りで、担当の課として、なぜ中学校は受賞しないのかとか、東京都の傾向としてはどうなのかとか、中学校に対してどのようなことをやろうかといったことがないと、毎年推薦しているという形式だけだと思えます。わかる範囲でいいので、なぜ中学は受賞しないのか、中学に対してどういう指導をしているのか、それから、昨年度の中学校の推薦校は、どこで、どのような内容で推したのか、そういう話もしないと、いいところだけ見せているだけですよね。

○森田保健給食課長　　今、教育長からお話がありましたように、確かに中学校は、非常に難しいという実態は私も感じております。その中で、なぜだめだったのか、どういう取り組みが優良校になっているのかという分析等については足りない点があったのかとは思えます。

○坂倉教育長　　きれいな返事をする前に、では、どこを推薦したのですか。それぐらい答えてください。答弁ではないです。この中学校のこういう内容でやったのだけれども、東

京都ではだめでしたとか、中学校の受賞校はこういう取組をしていますとか、そういう話をしなければだめで、それではいつまで経っても、健康推進していますとは受け取れないです。学校保健会がやってくれているのだけれども、あなたたちの姿勢をいつも言っているのです。

あと、取組みについて指導課からももし補足があればしてほしいけれども、その前に保健給食課ではどう考えているのか。毎年、学校保健会がやってくるから、2校推薦しているだけではないですか。

○山本保健給食課主査　この制度の基本的なところなのですが、まずは、根本的には八王子市の学校保健会表彰というのがあります。この表彰では、全校から調査表の提出を受けて、最終的に学校委員会で審査をします。そこで八王子市の優良校と努力校が決まります。その学校を翌年に推薦するということですので、毎年同じところを選ぶということではなくて、前年度優良校以外の学校を、優良校にしていますので、広く多くの学校が選ばれる形をとっております。それを翌年には都の表彰、その翌年には全国の表彰に推薦しておりますので、毎年、特色のある取組みというよりも、広く多くの学校が都や国から表彰される機会を設けるという趣旨でやっている制度になります。

○坂倉教育長　去年の中学はどこですか。

○森田保健給食課長　城山中学校です。

○小田原委員長　城山中学校も推薦したけれども、どういう取組をした学校が表彰されて、城山中学校は残念ながら受賞には至らなかったと、そこまで説明しないと教育長は納得しないと思います。

○森田保健給食課長　今年度の受賞校は全部で5校になりますが、中学校は豊島区の1校のみでした。多摩地区の受賞校は八王子市の第四小学校の1校のみでした。そのほかに学校給食分野というものがあるのですが、今年度については該当校なしという結果でした。

○小田原委員長　優秀校も該当なしですか。

○森田保健給食課長　優秀校は小学校が1校のみ選ばれております。優秀校の学校給食分野も、今年度は該当校がなしという結果でした。

○坂倉教育長　その辺も説明の中に入れないと。今の説明を聞くと、ますます優秀校のすごさがわかります。優良校でもすごいのだと思うけれども、東京都で5校だったら大したものです。八王子市は毎年受賞しているのだから、そういう説明も要ると思います。あと中学校がなぜ受賞しないのかというのは、保健給食課が本来、分析することだけれど

も、もし指導課でわかることがあったら話してください。

○山下統括指導主事　健康づくりということですが、これは多分基本的生活習慣と非常に密接に結びついていると思います。手洗い、うがい、歯磨き等です。そういった意味では、基本的生活習慣は小学校で身につけるということで、より具体的な取り組みが見やすいと思います。中学校も同じように、基本的生活習慣もそうですし、例えばインフルエンザ等々の対応についての指導を日常的に行っています。それから、受験等の関係もありますので、施設に応じた指導はなされているのですが、これを取り組みとして整理してお示しするという部分で言うと、やはり小学校の取り組みがより具体的なものが見えるということだと思います。具体的な審査基準等がわかりませんが、一般的にはそういうような傾向があると捉えております。

○小田原委員長　例えば、七国小学校と中学校、加住小学校と中学校が受賞していますし、今年の優良校には豊島区の巣鴨小学校と中学校が同時に表彰されているのですよね。山下統括指導主事の話の延長で言えば、小学校で養われた生活習慣が、中学校に行ってもそれを持続できれば、その活動になっていくだろうということなので、これは一つの方向性を示しているというふうに言えますよね。八王子では小中一貫校を推進しているわけだから、こういう視点というか、観点でも一つの推進の方向性が見えてくるということが言えるのではないですか。

○金山委員　あと報告を見ていると、中学校の場合は、生徒会であるとか、学校の保健委員さんたちの集まりで何か進めるという形をやっているというところが評価されているのではないかと思います。そして学校自体も、いろんな形でそうなると子どもたちの自主的な活動を促しているというのがポイントかなという気がします。

○小田原委員長　次の報告も関連しますので、続けて報告していただけますか。

○森田保健給食課長　次に、公益財団法人日本学校保健会が主催する「平成25年度健康教育推進学校表彰の受賞校決定について」の報告をいたします。本市においては、恩方第二小学校が優良校として選ばれました。こちらにつきましては、平成23年度に八王子市学校保健会の表彰において優良校を受賞しております。そして、平成24年度に東京都教育委員会（健康づくり功労）の優良校を受賞したことにより、本表彰に推薦しておりました。

最優秀校は全国で6校になります。小学校が3校、中学校が1校、高校が1校、特別支援学校が1校になります。そして、優秀校が10校で、小学校が6校、中学校が2校、

高校が1校、特別支援学校が1校になります。このほかに、特別協賛者賞は小学校が2校になります。そして、優良校が、今年度は66校が選ばれております。内訳は小学校が47校、中学校が15校、高校が3校、特別支援学校が1校で、都内の受賞校は、優秀校が小学校4校、中学校1校、特別支援学校1校の合計6校のみでございます。この多摩地区で受賞したのは本市のみでございます。

それでは、詳細は山本主査から説明いたします。

○山本保健給食課主査　それでは、平成25年度の健康教育推進学校表彰の受賞校につきまして報告をさせていただきます。

この表彰は、学校における健康問題を中心として、健康教育の推進に積極的に取り組み、成果を上げている学校を表彰し、学校保健の充実に寄与することを目的としております。

主催団体は公益財団法人日本学校保健会となります。先ほど報告したとおり、東京都教育委員会表彰の優良校を翌年度の本表彰に推薦していますので、恩方第二小学校は、昨年度の東京都教育委員会の優良校ということになります。

主な取り組みに関しましては、歯科指導、歯磨きに力を入れているというところで、時間割りの中に歯磨きタイムを取り入れて、全校一斉に給食後に歯磨きを取り組んでいるということです。また、養護教諭などが直接クラスに出向いて、歯磨きの指導を実施しています。また、あとは週2回、1年生から6年生までの縦割りによる保健委員会活動を実施しているということです。

そのほかには、命の大切さを教えるということで、地元の漁協と連携をして、ヤマメの養殖と申しますか、産卵から飼育までをやっているというところなんです。そういったことが評価されまして、表彰ということになりました。

表彰式は3月7日、都庁で行われます。

式典終了後に、ホームページでの周知を予定しております。

報告は以上になります。

○小田原委員長　二つの健康づくり、学校健康教育推進校の表彰の報告ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

○森田保健給食課長　今の説明に補足いたします。表彰式は3月7日に都庁で行われると説明いたしましたが、最優秀校と優秀校につきましては、一ヶ月早い2月20日に日本医師会館で行われ、優良校の表彰については、各都道府県単位でそれぞれ別途行うという



ことで、東京都では3月7日に東京都庁で式典が行われるものです。

○金山委員　今のお話を聞いて、八王子の学校は頑張っているなど改めて思いました。ですから、ぜひその後押しをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、ホームページの載せ方なのですけれども、一目でわかるような形にしていたきたい。いつもどこに載っているか探してしまうので、トピックスのような形で目立つところに一旦載せたり、フェイスブックもありますので、せっかく学校が頑張っていることをアピールする機会なので考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○小田原委員長　かなり評価されているのであれば、そういうところがわかるように示していくということですね。せっかく皆さん努力しているわけですから、子どもたちも頑張っているということがわかるようにしていただければと思います。

それでは、もう1件、保健給食課から御報告願ひます。

○森田保健給食課長　次に、「インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について」ご報告いたします。詳細につきましては、保健担当主査の山本より説明いたします。

○山本保健給食課主査　インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について報告いたします。

まず1月13日から19日まで、先週の一週間の患者報告数が、流行の注意報の基準を超えたということで、東京都は23日に流行注意報を発令しております。本市におきましても、ちょうど連休明け、15日からなるのですけれども、学級閉鎖等の臨時休業の措置をとる学校が発生しております。

それでは、資料を御覧ください。

今期は、昨年にも続きまして、12月の発生はありませんでした。今季最初の臨時休業措置は、年が明けて1月15日に小学校1校、1クラスの学級閉鎖から始まりました。昨日の1月28日までの累計ですが、小学校28校68学級、中学校5校7学級、合計33校75学級が学級閉鎖及び学年閉鎖の臨時休業措置をとっております。昨年の同時期の比較ですと、昨年は63学級でしたので、昨年より少し件数は増えています。

なお、昨日現在、臨時休業を行っている学校は、小・中合わせて、16校34学級という状況でございます。

一番下の下段は、平成20年度から週ごとの臨時休業の学級数の比較の表になっております。横軸の2月のところを御覧ください。一番多かったのは23年です。続いて、

20年度、24年度、そして、途中で切れているところが今年度で、その下が22年度、21年度という順番になっております。なお、今年度は先週まで表記となっておりますが、昨日と一昨日、27日と28日で40学級ほど発生しておりますので、このグラフが今週の合計になりますと、おそらく24年度と並ぶぐらいか、もう少し多い可能性があります。

例年の状況から見ると、今の時期がピークになりますけれども、東京都の報告によりますと、Aの香港型から、先週は21年度に新型となったA1のパンデミック型というのですけれども、それが出てきているということです。それが少しはやり始めているということで、割合的にはそれが今、一番多くなっているということです。

2月の下旬にも、臨時休業が増える年もあります。これはB型の流行によるものですが、そういったときもありますので、引き続き学校には予防対策の徹底ということで、うがいとマスク、せきエチケット、そして、十分な換気を行うこと、手洗い等の周知の徹底はしています。

最後になりますが、入院等の重篤な患者の報告は、今のところは入っておりません。報告は以上になります。

○小田原委員長 保健給食課からのインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況なのですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

○和田委員 あわせて、ノロウイルス対策について、少し説明いただければと思います。

○山本保健給食課主査 ノロウイルスは浜松のほうで大きな感染がありましたが、本市におきましては、特に学級閉鎖の状況は今のところ入っておりません。年末、11月と12月に3学級ほど、感染性胃腸炎ということで、はっきりノロウイルスかどうかはわからないのですが、学級閉鎖をしておりますが、年が明けてからは、特に集団発生の報告は入っておりません。

対策としましては、引き続き、手洗いが一番重要だということを周知徹底いたします。なお、給食のほうの対応もしております。

○森田保健給食課長 例年、この時期に流行するノロウイルスの対策ですが、本市の対策を御報告させていただきます。

まず、これは当たり前のことになるのですが、例年、流行し始める10月以降、11月、12月に通知を出しております。1月16日に静岡県浜松市で給食パンからの集団食中毒が発生いたしましたので、その翌日には、さらなる注意喚起として、小・中学

校全校に「ノロウイルス等による感染性胃腸炎、食中毒の予防対策の徹底について」という通知をしております。その翌週に、東京都教育委員会から通知が出されましたので、それを添付した形で、1月23日にまた改めて全校に通知をしております。

その翌日の24日に広島県広島市で、中学校でのデリバリーランチを食べた生徒、教職員に集団食中毒が発生しましたので、1月27日付で「ノロウイルスの食中毒事故防止対策」という通知を出しました。この通知には公益財団法人東京都学校給食会からの文書を添付しております。内容としては、パン工場に対して衛生管理の徹底を周知するとともに、事故防止対策臨時講習会を1月31日に開きますというものでございます。

なお、本市のパン加工指定工場に対しましては、保健給食課からも、衛生管理について、さらなる注意喚起ということで指導をしております。2社のうち1社は、既に工場内で自主的に衛生管理講習を実施したとの報告を受けております。

なお、この2社は学校給食会から指定されるのですが、1社は八王子市内の業者、もう1社は相模原市内の業者ということになっております。

このほかに、市内全小学校に対しまして、給食室の衛生チェックを行うことといたしました。来週2月3日までに給食室の衛生管理チェック表を提出させまして、現状の把握と、場合によっては、改善策を講じさせる対応をとりたいと考えております。

なお、小学校の直営校と民間委託校の中から幾つか選択した数校と、中学校のデリバリーランチの2業者について、緊急の立入検査を昨日から実施しております。今回の検査では、特に衛生管理のところへ重点を置き、確認を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○小田原委員長 保健給食課からの報告が終わりました。本件について御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようでございますので、保健給食課からの報告は以上となります。

まだしばらく寒さが続きますし、流行のピークは2月中旬が予想されますので、万全の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、指導課から2件、御報告願います。

○細井指導課長 それでは、平成25年度八王子市立小中学校合同作品展「第9回おおるり展」の開催につきましては、先月、12月11日、第15回定例会におきまして、御案内したところでございますけれども、無事終了いたしましたので、そのまとめといたしまして、今回御報告するものでございます。

詳細につきましては、持田主査から御報告させていただきます。

○持田指導課主査 平成25年度八王子市立小中学校合同作品展「第9回おおるり展」につき、配付しております資料に沿って報告をさせていただきます。

初めに目的でございますが、児童・生徒の作品の発表を通して、豊かな心情を培い、創造的な能力の向上を図ること、及び小・中学校が合同で作品展を行うことにより、広く市民に鑑賞の機会を設け、小・中学校9年間を見通した教育活動についての理解・協力を求めることとしております。

主催についてですが、八王子市教育委員会、八王子市公立小学校長会、八王子市立中学校長会でございます。

会場は、ダイエー八王子店の7階でございます。

開催日時でございますが、平成26年1月16日（木）から20日（月）までの午前10時から午後8時まで開催いたしました。なお、最終日のみ午後4時までで終了しております。

出品校につきましては、昨年度同様、小学校は70校、中学校は38校、小・中学校全ての学校が出品をしております。

出品数につきましては、合計4,924点で、昨年度より369点増加しております。

来場者数につきましては、1万1,666人で、昨年比で2,475人の減少となっております。

なお、来場者数につきましては、昨年度と同様、小・中学校PTA連合会の方々がカウンターによる集計を行ったところでした。今年度からはフェイスブックを活用した情報発信を行っており、市民周知にも努めましたので、来場者の減少については、正直なところその原因はつかめていないところでございます。

続きまして、裏面を御覧ください。

開催期間中にお寄せいただいたアンケートの内容を取りまとめました。あわせて報告させていただきます。

アンケートの回収数は945、回収率は8.1%でございました。その多くは、好意的な御意見でしたが、中には次年度以降につながる御意見もいただいたところでございます。主な意見として、良い点としましては、「上手な作品、力作、アイデアあふれる感性豊かな作品が多い」といった作品に対するもの、「見やすく工夫されている」といった展示に対するもの、「会場が広い」「通路が広い」「身近な場所での開催である」

といった会場に対するものがございました。そのほかにも、「多くの作品を一度に見ることができる」「大人から子どもまで楽しむことができる」「毎年開催してほしい」「夜8時まで開催していて仕事帰りでも見ることができる」といった作品展全体のことに対する声も寄せられております。

一方、悪い点としては、「案内図がわかりづらい」「1校の展示スペースが少ない」「作品の選出方法がわからない」「作品に対する子どもまたは教員のコメントがあるとよいのではないか」「展示数が少ない」「低い位置の作品が非常に見づらい」「周知不足である」「期間が短いのでは」といった声も寄せられたところでございます。

これらのアンケート結果から、今後の課題として、周知方法の見直しにつきまして、より多くの人に鑑賞していただけるよう新たな情報発信の検討について進めてまいりたいと思います。レイアウト、展示方法の検討、また、その下の作品へのコメント及び選出方法の展示、会場案内図及びアンケートの見直しにつきましては、実行委員会の中でよく話し合い、よりよい作品展の実施に努めてまいりたいと思います。

なお、今年度ですが、出品した児童の名前を間違えて掲出した学校がありました。来年度以降、実行委員会を通じて注意を促していきたいと考えております。

最後になりますが、多くの作品を長期間展示するためには、会場の確保が非常に大きな問題となっております。来年度の開催に向けて、この点につきましては既にダイエー側と調整を進めているところでございます。

報告は以上でございます。

○小田原委員長 「おおるり展」について指導課からの御報告、まず1点目ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

作品の展示数、応募数が増えているのに、その来場者が少なかったというのは難しいところでは。それに対して、周知方法を見直すというのが課題ということなのだけれども、具体的に何かいい考え、案が浮かんできてはいるのですか。

○細井指導課長 周知方法につきましては、月並みなのですが、今までポスターを500枚作成し、各学校に配布するほか、市役所本庁舎内、各事務所、各図書館、市民センター、及び八王子の地下駐車場にも掲示をさせていただきました。それから1月15日号の広報はちおうじ、それから市のホームページやフェイスブックも利用したのですが、まだほかの周知方法がなかなか思いつかないところですが、各家庭への御案内を各学校にお任せしたのですけれども、その辺りをもう少し力を入れたいと思っています。

また、今回集計の御協力を小学校のPTA及び中学校のPTAの方々にもお願いしたのですが、私も土曜日にお客として参加して見ていたのですけれども、エスカレーターが上がったところが少し広がっており、受付のところから全体を把握することが難しいぐらいに混んでいる時間帯がございました。そこでうまくカウントができたかどうか、カウント漏れが不安だとそのときに思っていました。ただ、前年と同じようなやり方をしていますので、集計方法についても、見やすいような位置で集計するなど、方法について考えたいと思っています。

- 小田原委員長 集計の仕方に問題を持っていてはまずいのではないですか。
- 細井指導課長 問題があるかどうかはわかりませんが。
- 小田原委員長 周知の仕方の問題とか、いや、10人、20人の話ならいいです。そうではないから、特に土日の混雑時においてもこれだけの差が出るというのは、やはり土日の集客が減っているわけです。夜の8時までやったださるから見られるという、そういう御意見もありましたけれども、その土日の集客が何かの行事などと重なっていたとかいうようなことがあれば、なかなか難しいということもあるだろうし、それから、御協力いただいたPTA連合会の話があるのだけれども、これも、集計のところだけでその話が出てくるので、やっぱり会場の受付等をやったださっている方たちが前面に出てくるような、そういう私たちの受けとめ方というか、評価の仕方も、もう少し表に出して、感謝の気持ちが通じるようにしていけば、PTAの皆さんがさらにお声かけしていただける形になるだろうという感じもいたします。

それから、学校の取り組みでしょうね。これは作品の選出方法がわからないというのは、どういうところから出ていたのかはよくわからないけれども、その不信感が生じないような形、「おおり展」の権威づけをきちんとやっていくことだろうと思います。そうすると、市民に定着していくのではないかと思います。

- 坂倉教育長 会場確保だけで大変なので、ある程度、同情はしますが、今後の課題とか検討課題、レイアウトの関係とか、会場案内図の関係というのは毎年意見として出ているのです。それから、作品のコメントも結構入れている学校もあるけれども、入れていない学校もある中で、先生の判断にもよるのですが、コメントがあると作品の見方も変わると思うので、統一するのは難しいとしてもあったほうがいいですよということを学校側に投げかけていくことも考えてもらいたい。せつかく所管が変わったのだから、ぜひ検討して、来年も同じことを言われないようにやってほしいと思います。そういう

意味で、アンケートを少し変えていたかと思いますが、例えば去年の検討課題を踏まえて今年変えたものがあつたら、その辺も報告してほしいと思います。

○金山委員 作品に対するコメントについては、会場のスペースの問題もあって、かなり厳しいところがあると思います。ただ、一言でもコメントがあると、その作品をじっくり見るきっかけになることもあると思うので、毎年そういう話が出ていますし、小さくてもいいのでコメントはあつた方が良くと思います。

今回、家庭科の展示に大きな説明文が出されていて、今年は違うなと思ったのですが、説明文の内容がどこから引用してきたような文章で表現がかたいと感じました。とてもきちんとした説明で私は全部読みましたけれども、多くの方はそこまで読まないのではないかという気もしました。どこまで保護者の方に知ってもらいたいかということを考えて、もう少し簡潔な説明でもよかつたかと思います。どちらかというとな楽しい雰囲気にした方がいいのではないかと思います。

それと、アンケートにもありましたが、スペースの問題があるので作品がごちゃごちゃとしているのは仕方がないのですが、机を床面に置いているのが少し気になりました。上のスペースをたくさんとるための工夫かとも思ったのですが、確かに作品が見にくかつたです。また、昨年もありましたが、キャラクター作品の問題、割と今回は少なかつた気がしたのですけれども、家庭科のクロスステッチのところ、全部キャラクターという学校が1校ありました。そういう教材を持ってきているのだと思うのですが、クロスステッチの勉強をするときに、必ずそれが必要なかと思ったのと、オリジナルの原画から描かせるのが大変で時間がかかるのであれば、例えば北欧の古典的な柄とか、そういうことの練習でもいいのかなと。全面キャラクターですと、少しびっくりしますので、指導課にはその辺りを伺ってみたいと思います。

いろいろ言ってしまいましたが、あれだけたくさんものを一度に見られるのは楽しくて、毎年見させていただいています。ほかの学校との比較もできますので、美術の先生の頑張りどころがよく見えるのではないかと思います。

○細井指導課長 先ほど、言い忘れてしまったのですが、以前文教経済委員会だったと思うのですけれども、サービス券か何かを出したらどうかというようなお話がありました。今回、ダイエーと折衝した中で、ダイエー側でサービス券を用意していただき、展示会場にそのサービス券を置きました。展示を見た後にその券を持っていくと、食料品が

5%引きだとか、その他の売り場だと10%引きといった特別なクーポンでした。来場者にはお母さん方が多かったのですが、多くの方がそれを持って帰りましたから、売り上げにも貢献ができたのではないかと考えています。ダイエーの協力には非常に感謝していますので、今度、会う機会がありましたら、改めてお礼を申しあげたいと思っています。

それから、アンケートにあったコメントについてなのですが、実行委員会の中では、そこまで細かい話はできなかつたので、来年度に集まる時には、今年の実省を生かしながら、児童・生徒の作品が楽しく見てもらえるようなレイアウトなど、改善できるところはどんどん改善を検討してもらおうよう強く働きかけていきたいと思っています。

○坂倉教育長 実行委員会でそこまで細かいことが言えなかつたという発想は違うと思います。毎回アンケートではレイアウトとか、なるべく一方通行にしてくれないと見にくいというコメントが書かれていて、それが困難なのはわかるけれども、そういったことを検討するのが実行委員会であつて、「この学校は、どの場所にしましょうか」といったことを決めるのが実行委員会ではないです。それは事務的な話です。大きな考え方が欲しいと思います。

○小田原委員長 どうですか。

○細井指導課長 それをちゃんと実行したいと思います。

○小田原委員長 若い先生も一緒に頑張つて取り組んでいるというのは、学校訪問をしたときにも伺つてわかつたのですが、実行委員会形式でやっているわけだから、実行委員会で具体的に取り上げて考えるということですよ。会場が狭いのは仕方がないのだから、それをいかに有効に活用していくかというのは、それこそ美術的センスも活用されてしかるべきだと思います。

来場者数が減つたとしても、大変いい試みだと思いますので、減つたからとがっかりしないで、さらに充実したものをめざして取り組んでいただければと思います。

それでは、お疲れさまでした。

続いて、指導課より「平成24年度における児童・生徒の問題行動等の実態について」御報告願います。

○山下統括指導主事 それでは、平成24年度における、本市の暴力行為、いじめ、不登校の実態について御報告をさせていただきます。

これは文部科学省が実施をしております「児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸問



題に関する調査の結果」をまとめたものでございます。例年はもう少し早い時期に御報告をさせていただいているのですが、本年度は、昨年のいじめの問題を受けまして、文部科学省の調査及び発表がずれ込みまして、12月の発表となりましたので、この時期の報告となっております。

詳細は、担当の日向指導主事より御説明いたします。

○日向指導課指導主事　それでは、御説明いたします。

初めに、暴力行為の状況です。昨年度の暴力行為の発生件数は、小学校1件、中学校13件で、発生件数は、平成18年度以降ほぼ横ばい傾向となっております。

発生学校数の割合は、小学校では学校内が1.4%、学校外が0%、中学校では、学校内が18.4%、学校外が10.5%となっております。昨年度の発生学校数の割合は、小・中学校とも都及び全国を下回っております。

次に、いじめの状況についてです。昨年度のいじめの認知件数は、小学校134件、中学校157件、合計で291件となっており、近年の小学校は増加、中学校は減少の傾向から、前年度より増加傾向に転じ、全体では横ばいからやや増加傾向となっております。

1校当たりの認知件数は、前年度と比較すると、小学校は同じ値であり、中学校は3.2件から4.1件と、0.9件増加いたしました。しかし、小・中学校ともに都及び全国よりは少なくなっております。

いじめの解消した割合は、前年度と比較すると、小学校は75.2%から83.6%と、8.4%増加していますが、中学校は87.7%から78.3%と、10.4%減少いたしました。また、小・中学校ともに都及び全国の数値を下回っております。

次に、不登校の状況です。昨年度の不登校の人数は、小学校86人、中学校346人、合計432人で、出現率は、小学校0.3%、中学校2.52%で、いずれも全体では緩やかな減少傾向にあります。

出現率の比較では、小・中学校ともに都及び全国を下回っております。

学校復帰率は、小学校は都及び全国を上回っています。中学校は全国を下回っていますが、都より上回っております。

次に、問題行動等の未然防止及び早期解決に向けた取り組みについてです。教育委員会では、指導主事の学校訪問による指導助言や、警察と連携した生活指導主任研修会の充実等を通じて、各学校における教員の課題対応力の強化を図っております。

また、保護司会、民生・児童委員、PTA連合会や学校運営協議会等との連携、スクールカウンセラーや学校サポーターなど学校を支援する人材の派遣や不登校対策の諸事業等を通じて、学校だけでなく、地域や関係機関と連携し、問題解決に取り組んでおります。

各学校においては、学校内での組織的な情報の共有や指導方針の徹底、アンケートやチェックシートによる実態把握、セーフティ教室や生徒会活動等を通じた児童・生徒への指導の助言、充実、関係機関との連携や家庭・地域への働きかけ等、各学校や地域の実態に応じて、さまざまな取り組みを行っています。

今後とも教育委員会と学校が連携し、保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら、問題行動の未然防止と早期解決に取り組んでまいります。

説明は以上です。

○小田原委員長 指導課からの報告は終わりました。

本件につきまして、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

○和田委員 御苦労さまです。確認なのですが、この調査を行ったのはいつの時点でしたか。5月頃でしたか。

○山下統括指導主事 昨年度の状況についての把握ということで、例年ですともう少し早いのですが、今年度は5月後半から6月前半にかけての調査となっております。

○和田委員 昨年のものですから、新年度になって、またさらに対応はしているという、そういう解釈でいいのですよね。実態としてはこうなっているけれども、年度を改めて取り組んできているということになるわけですよね。

○山下統括指導主事 御指摘のとおり、ここに挙げさせていただきました取り組みは、昨年度からの継続のものと、本年度、新たに取り組んでいるものも含めてお示しをしております。

○和田委員 少し細かい話になるのですが、例えば暴力行為の対教師暴力が1件挙がっていますが、これはどの程度のものを挙げているのですか。

もう1点は、いじめの認知件数が減ってきていることはいいことだとは思いますが、一方で、一つの考え方として、認知件数が多いということは、学校が実態把握に努めているのだという評価も出されているわけですよね。そういう点で、小・中学校の先生方が非常にそのいじめの把握に努めていて、実際にはないのだという見解でよろしいのでしょうか。認知するということは、やはり実際にいじめを把握するということにつながっ

てくるわけですので、認知件数が減っているということはどういうふうにとらえていいですか。この2点を教えてください。

○山下統括指導主事　　まず1点、対教師暴力につきましては、小学校、中学校で1件ずつあるのですが、いずれも指導に対してかっとなって手を出す、教員の頬を殴るというものです。

それから件数の問題なのですが、これも御指摘のとおり、認知が少ないからいいのかという根本的な問題があります。本市の基本的な考え方として、加害者側が過大と思っていなくても、被害者側が実際に精神的な苦痛を感じているといじめというふうに捉えるようにしていますので、認知件数が少ないことがいじめが少ないという安易な捉え方はしていません。学校のほうでも、極力いじめではないかというものについてきちっと把握して、認知していくという姿勢はとっているものと思います。

○和田委員　　今の説明だと小学生が先生を殴ったということですが、それが暴力として認識されるような、そういう小学生の対教師暴力であったということですか。また、中学校はどのような状況だったのでしょうか。

○相原学校教育部指導担当部長　　小学校のほうですけれども、これは子どもが日ごろから遊び道具を持って遊んでいることを再三指導していて、今度やったらそれを取りますよといって取ろうとしたときに殴ったのです。これはあざが頬にできるようなもので、その後、この児童は担任の足も蹴ったのですが、それはそんなにひどくはなかったのですけれども、体に残るものとしてはひどかったという案件です。

○小田原委員長　　日ごろから暴力的な子だったのですか。

○相原学校教育部指導担当部長　　日ごろよりそういう傾向はありましたので、担任は我慢強く言葉で指導してきたのですが、このときは取ろうとしたとき殴られて、近い距離だったのであざが残ったというような案件でした。

○山下統括指導主事　　中学校のほうは男子生徒数名が女子トイレにふざけて入っていたので指導していたのですけれども、また入ろうとしたので教員が制したところ殴られたというもので、殴られた教員は医療センターへ受診したというようなことがありましたので、これも暴力行為として挙げさせていただきました。

○小田原委員長　　それぞれの対応とか、その後の教師と生徒との関係はどうなっているのですか。

○山下統括指導主事　　中学生の件は、受診をしているので、重大な暴力行為ということでカ

ウントはしております。この生徒につきましては、当然保護者を学校に呼び、嚴重注意をしております。また保護者との話し合いの中で、生徒に反省を促す指導を行っております。当然本人は謝罪をしていますが、いまだ生活指導上の課題はございますので、全くきれいに解決して更生しているというところではないですけれども、関係性を保ちながら指導を行っているということです。

○星山委員　今、暴力の話が出たのですけれども、私の印象ではすごく少ないので、ここに出ているのは本当かなと思えました。暴力という定義をどういうふうに学校が捉えていて、本当に報告を上げる件数がどの程度なのかなど。私が知っているだけでも1ではないだろうと思うので、だとすれば、そこには先生方や子どもたちの中に報告したくない何かがあるのだと思うのです。このことはいじめととても似ていると思うのです。この部分を追求してしまうと解決にはならないので、これはこういう実態なのだなど。いろんなことが日々起っているけれども、暴力としては、とても重篤なものしかきつと上がっていないと思うのですけれども、小さいものはあまりにたくさんあるけれども、そこは目をつぶらないでやっていかないと、潜在的にある小さな暴力が、重大な暴力の一因になっているのではないかと私は読みました。

今対応の御説明があったのですけれども、先生方はよく謝罪とか、親御さん呼び出して注意とかなさるのですけれども、それは決して解決にはなっていないだろうと思いますので、もう少し深く理由を探るなどの対応をしていただけたらいいと思います。

暴力がすごく急激に減った時期と、いじめが増え出した時期と対応しているように思うのです。偶然かもしれませんが。暴力といじめと違うように見えますけれども、実は根幹は同じで、強い力で押さえつけられれば、子どもたちは弱いほうへ向かっていくので、この辺のメカニズムも、先生方や学校で御指導いただくときには、ぜひ取り入れていただきたいと思いました。

私たち大人は表に出てくる数字で判断しますけれども、本当に大事なものは、クラスの中でいかに孤立をしているかとか、学級の中で帰属意識があるかとか、本当に自分のことが好きかという調査ではないかと思っていて、そういうものの調査ができるようなアンケートもありますので、例えばクラスの中で調査していただければ、ある一定の子だけぽつんと違うところにいるということがわかるなど、予防にはなるのではないかと思いますので、将来的にはそういう検討も必要なのではないかと思いました。

それから、いじめも不登校もそうなのですけれども、どこの学校がこういうことをす

ごく抱えていらっしゃって、どういう対応をしていらっしゃるのかというのをもう少し細やかに知りたいと、個人的には思いました。

あと「解消」というのがすごく気になって、「いじめの解消」と「学校の復帰率」なのですけれども、この定義もよくわからないと思いますので、何人帰れたからいいとか、何人不登校ではなくなったからいいとかというところではない評価の仕方をしていかないと、現場も、子どもたちも、先生方も、もちろん教育委員会の担当の方も頑張っているところがきちんと見えるような、実態把握の仕方と評価の仕方というのがこれから必要ではないかと思いました。

もう一点、最後の取り組みのところなのですけれども、私は八王子に来て10年目になりますので、すごく暴力が多かった、表面化していった時代からずっと見てきて、確かに最近は落ちついてきたと思うのですが、私の印象では、地域に対して開いている学校のほうが、いろんな問題があっても対応が早いという気がしていて、校長先生や地域の方が代わられたことで閉鎖的になってしまった学校や、評価を気にされる学校については、実際には深刻な問題を抱えていても数字に出てこないのだろうと思っています。オープンであること、何か都合の悪いことを隠さないということがすごく大事ではないかなと思いました。

○山下統括指導主事　いろいろ御意見をいただき、ありがとうございます。

まず暴力行為の件数については、日々、学校の中では、さまざまなトラブルやけんか等が発生しておりますので、例えば子どもたちが手を出すような行為が、子ども同士も含めてこれしかないかという、そうではないというふうには捉えております。この実態調査ですが、文部科学省が全国的に行っております。これはその結果を報告しているわけですが、委員の御指摘のとおり、これをもって何かを評価をしたりするということだけでなく、学校からは日々情報を得ていますし、学校に直接行って一緒に課題を解決することもありますので、個々の学校を見て状況を把握してから、指導や評価をしています。

それから、2点目の暴力行為といじめについては、18年度にかけて大きく動きました。これは18年度にいじめの定義が変わり、それまでは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加える」というのがあったので、いじめとしての認知件数は少なかったのですが、社会的な問題になったある事件が起こった関係で、加害者側の都合は関係がなくなって、「物理的な攻撃で精神的な苦痛を感じている」と

なりました。その関係で、これは本市だけではなく、全国的な傾向ですが、これまで暴力としてカウントしていたものがいじめに推移したことで、その結果暴力行為が減り、いじめが増えている年度がございます。

それから、学級の中の子どもの位置などをはかる調査、テストは、業者がやっているものもありますが、一部の中学校ではその結果を子どもたちへの個別の指導や保護者会等で生かしています。そうした調査の活用につきましては、今後、検討していきたいと思っています。

それから、「いじめの解消」ということなのですが、これはあくまでも学校に対して調査をしたものですので、学校側の、いじめが解消したという判断のもとに件数として上がってきたものですが、委員の御指摘のとおり、その現象がおさまったからいじめが解消したかというところでは難しいところがあります。ただ、本市は解消率が都や全国に比べても低いのですが、学校には現象がおさまったことをもって解消したという判断をしないでくださいと話をしています。また、継続的に子どもたちの状況や保護者の心情等を踏まえて対応してくださいということで、学校としていじめの現象が押さえられ、それから子どもたちの関係性も保たれたという場合でも、保護者が納得されていない場合には、解消していないという報告をするようお願いをしているところです。

それから、地域に開かれた学校や校長先生の姿勢が問題行動に対して成果を上げているのではないかとということで、それはわたくしどもも感じているところです。家庭を巻き込んで指導していかなければならない問題が非常に多く、また学校だけでは解決できない、関係機関と連携しなければならないというものも多いので、そのあたりについて積極的に取り組んでいる学校については、その成果が上がっていると捉えております。

○小田原委員長 星山委員のお話を伺っていると、このデータ自体に不信感をお持ちではないかということが根底にあるのだけれども、本市に限って言えば、これは実態とは言えない数字ではないかと言われているわけだから、それについての見解は必要ではないですか。

○相原学校教育部指導担当部長 これは学校から上がってきた数字ですが、一個一個の案件を、事案を確認しながら精査しております。ですから、先ほど統括指導主事から話がありましたけれども、これは全て、学校から1件1件聞き取りを行った上での状況です。ですから、私たちがそういう姿勢で一個一個を大事にして、その奥にある子どもたちのかわり、それから先生とのかわり、これをやはり数字として見るだけではなくて、

その背景にある子どもの様子をこうやって聞き取り、学校へ行って話をしてつかんでいく。そういうことがやはり大事なのではないかと思います。ただ、調査としては、当然このような数値がありますけれども、その一個一個に向かう姿勢としては、先ほど、いじめの解消ということについては、現象で今はおさまっているかもしれないけれども、まだまだ心配な案件があったり、担任がもし心配だと思えば、まだそれは解消していかないというような状況もあると思うので、そういうことを一個一個、丁寧にやっていっている状況があるので、それをきちんとこの場でもお話ししたいと思います。

○小田原委員長　例えば暴力にしても、いじめのほうにカウントされている部分があれば、ここに上がってきていない数字になっているかもしれないという解釈でしょう。だから、ここで本市として件数として挙がっている部分については、今の部長のお話のように、学校に伺ったりした数字と変わりはないという認識でいいと。だから、これだけではないのかと言われた部分については、私たちが把握しているのはこれだけですよということになるのですね。

○相原学校教育部指導担当部長　子どもたちが生活する中でいろいろなことが起きますので、それを一つ一つ、丁寧にやっていくという姿勢は、崩してはいけないと思っておりますし、その数字が、背景にあるものを一つ一つ、丁寧に取り扱っているということはお話ししたいと思います。

○星山委員　もちろんこの数字は真実だと思いますけれども、一般的にこの表に挙がっているようなものというのは、学校としてはないほうがいいと感じやすいものだと思うのです。例えば暴力もいじめも不登校も、ゼロだからいい学校であるという評価を簡単にしてしまうと、担任の先生も、校長先生も、言いにくくなるという心理が働くということは配慮しなければいけないと感じます。

○小田原委員長　学校事故というのはどういうものか定義されているわけですよ。その学校事故を報告する義務が校長にはあるわけです。だから、それに報告しなければ報告違反になるわけですから、これは重大なことになりますので、その数字が表に出て、だから、この学校は評価が低いのですよという、そういうこととは違う話ですよ。そこははっきりさせておかないといけないことです。

○相原学校教育部指導担当部長　教育委員会として、いじめの数が多いからその学校は教員の指導が行き届いていないのだというような見方はしておりません。逆に、和田委員がおっしゃったように、やはりそこは心配だなと思う、そういう感覚を磨いていくことが

大事だと考えています。今年の4月から9月までの間のいじめの対応状況の調査結果が都のホームページに掲載されましたけれども、本市と同規模の自治体では、本当に認知している件数が少ないと感じました。それからすると、本市はある程度の数が出ていますが、それは、敏感に、感覚的に危ないなと思った数字をきちんと上げている結果と私は評価しております。教育長も私も、学校や校長会で話すときに、それをもってしてこの学校はだめだというのではなくて、それがあったときにどう対応していくかによって、学校というのは評価されるものであるという話をしております。先ほども言いましたが、現象ではないけれども、まだ心配だと言ってくれた学校のほうがどれだけいいか。私たちは、その件数の上がっている学校については追跡調査をしており、たびたび電話をかけたり、指導主事や私が行ったり、あの子はどうなのだと、そのクラスはどうなのだと見ていく。これを絶えず繰り返す。いじめはどこの学校でもいつの時代でもきつとあると思うので、それについてはきちんと見ていくという姿勢を貫きたいと思いますし、学校に対しても学校から上がってきたいじめの件数が多いからだめなのだというような短絡的な評価というのはするつもりはありませんので、その辺のところはきちんとしていきたいと思っております。

○菅原教育支援課主査 不登校の出現率について、補足をさせていただきたいと思います。

文部科学省の調査の中では、不登校の復帰率については学校に不登校のお子さんが完全に復帰して、毎日登校できるようになったというお子さんはもちろんなのですが、もう少し幅を持った捉え方、定義づけをしております。具体的には、例えば1学期中に月に1日程度の登校状況だったお子さんが、担任の先生等の支援によって、2学期以降、週に1日程度に登校の頻度が増えたようなお子さんについても、この調査では復帰という枠の中で捉えるような定義づけをしております。

先ほど御指摘いただきましたように、実際の一人ひとりのお子さんの支援ということを考えていったときに、単に学校に復帰した、それから、学校に行く回数が増えたという現象面だけで安心することが、そのお子さんにとってプラスかどうかということであると、そういう単純な話ではないと認識しております。復帰のプロセスに至るお子さんの心情というのは、非常に繊細なところがあり、学校に足が向き出した時期の周囲のフォローアップというのは非常に重要なので、数字にはあられない、復帰に向けたお子さんの心情に合わせながらの支援というのを丁寧に進めていく必要があるという認識を持っております。そのあたりは教育支援課の登校支援担当が、毎月、個票システムとい



うものを活用しながら、学校と、一人ひとりのお子さんの出欠にかかわる情報を共有しながら、巡回相談という形で学校の先生方にフォローをさせていただいております。

○金山委員 話が戻ってしまうのですが、いじめの認知に関しては、認知件数が多いという学校はアンテナを張りめぐらしているということなので、プラス志向で考えないといけないというお話を聞きまして、上げやすい雰囲気といますか、学校にとってマイナスのイメージではないかとか、校長先生の成績が下がるのではないかということ、また周りの保護者とか地域に関しても、認知件数が多いというのは悪いことではないのですというアナウンスが必要なのかなと思いました。

地域と学校、また学校と保護者の風とおしもありますし、先生が周りに助けを求められる学校の中の体制も必要ですし、学校では何ともならなければそのときは教育委員会にすぐ言ってもらえる体制というのも必要だと思います。そういう意味で、数値を短絡的に捉えないという意識を私たちがまず持っていないといけないということを、すぐ今のお話で感じました。

それから教えてもらいたいのですが、不登校のお子さんたちのうち、どのくらいのお子さんが「ぎんなん」や「松の実」等で受け入れられているのか、もしお話ししていただける部分があったら、少し説明をお願いできませんでしょうか。

○穴井教育支援課長 今お配りしました点検評価の資料に基づいて説明をします。オレンジのデータを御覧ください。

73ページの真ん中に「不登校などの児童・生徒数」がございます。そちらに、全体の不登校児童・生徒数が一番上で、高尾山学園、適応指導教室、相談学級、総合教育相談室を御利用のお子さんの数が載っています。それは年間の集計ですので、現在の状況については、菅原から簡単に説明をします。

○菅原教育支援課主査 昨年度の適応指導教室等の利用者については、今、お伝えしたとおりです。25年度現在の状況について補足をさせていただきたいと思います。まず適応指導教室についてですが、市内にはぎんなん教室、それから松の実教室と、2室ございます。ぎんなんが、現在、正式な入級者として18名、松の実が5名で、合計23名のお子さんが利用されております。それから、相談学級につきましては、現在、16名の方が正式な入級を経て、利用されています。

適応指導教室、相談学級につきましては、正式な入級に至る前に体験通級という期間がございます。体験通級中の利用者につきましては、ぎんなんが19名、松の実が7名、

それから相談学級が14名という状況でございます。

それから、高尾山学園につきましては、現在、小学部が22名、中学部93名、合計115名ということで、昨年度よりも少し増えているという状況でございます。

適応指導教室と相談学級を利用されているお子さんたちですけれども、不登校の背景、本人の状態というのは、本当にさまざまですので、実際の利用の仕方についても、お子さんの状態で違います。通級状況につきましても、毎日通級できているお子さんは限られています。週に1回ですとか、中には月1、2回程度の通級を続けているようなお子さんもいるというような実態でございます。

適応指導教室、相談学級、どちらも在籍校への復帰ということを目的に設置されているところで、適応指導教室につきましては、今年度、高尾山学園に転学したお子さんが8名、学校復帰したお子さんが3名います。相談学級につきましては、高尾山学園に転学したお子さんが2名、学校復帰をされたお子さんが4名というような状況でございます。

○小田原委員長　今年の不登校の児童・生徒数はどのくらいですか。400何名だと思っておりますが。

○山下統括指導主事　11月30日現在で、30日以上欠席ということですので、小・中学校合わせて約450名です。

○小田原委員長　ということですが。

○金山委員　ありがとうございます。いじめのほうも伺いたいのですけれども、またいじめは別途お願いしようかと思っております。

なぜお聞きしたかといいますと、いろんなことをやっていただいているのですが、例えば不登校で言えば、今、不登校になる理由というのは、100人いたら100通りだと思うのです。その理由も、多分私の印象だとすごく変わってきていて、いじめがあるから不登校と単純な図式ではないと思うのです。そうすると、私たちの知っている対策も、やはりそれに応じて変わっていかなくてはならず、ずっと行っているからするということではなくて、もし効果があるというならそこにお金をつぎ込まなければいけないし、効果がないのであればそれは無駄なのでやめなければいけないと思うのです。だから、やはり効果の検証というのが必要だと思いますので、それをお願いしたい。それを例えば予算とかにつなげなければいけないということで、現状はどうかかなと思ってお伺いしました。

- 穴井教育支援課長 補正予算のところでは、分析しているものについては、一定の報告ができると思いますので、それでよろしいでしょうか。
- 小田原委員長 そのときにやるか、今、ここでやってしまったほうがいいのか。
- 穴井教育支援課長 今がよろしければ、追加の資料を配らせていただいとということでもよろしいですか。
- 小田原委員長 このところで話せる部分というのはどういうことなのですか。
- 穴井教育支援課長 今、お話しできる部分は、金山委員がおっしゃったとおり、高尾山学園をつくった当時、今の文部科学省が行った調査の中で、不登校のきっかけになったものという調査があります。その調査結果を分析した上で、高尾山学園と今の個票システムや登校支援センターをつくったわけですが、そのときのデータと、今回、お話ししたデータの比較をして御説明すると、現場のことと現在の変遷がわかるかと思うのですが、では、八王子市はどうするのというお話になると、補正予算につながってきますので、できれば補正予算のほうで説明したほうがわかりやすいかと思います。
- 小田原委員長 ということで、ここに出てくる部分については、大きく分ければ三つの部分でなっていて、その中でもどういうところが多いかというのは、ここに示されているとおりだということですね。さらに、それとは別に、八王子市としては観点を別にした考え方でこれから取り組む。今も取り組んでいるけれども、これからも取り組んでいこうとするところはいずれ明確に示されると。予算編成された時点で明らかになるだろうということで御理解いただきたいということです。
- それと、こういう形で、新しくうまくいった例があるという、そういう話をお聞きしたいということだったのだけれども、その点はいかがですか。
- 穴井教育支援課長 おっしゃったように、うまくいった事例を共有して、全校へ知らせたり、そういうことの必要性についても、後でお話ししますが、そうした中で、今まで高尾山学園を開校して10年目を迎えるところなのですが、そうしたものを事例集としてまとめたということは、申し訳ありませんが、しておりません。そうした課題も踏まえての御提案というお話になるかと思います。
- 小田原委員長 ということで、不登校について私の感想としては、各学校の校長とかにお話しすると、原因を十分つかめないところがあります。それを民生・児童委員だとか、あるいはスクールソーシャルワーカーとの連携がうまくいってればわかるのだけれども、なかなかそのところが把握できない部分というのがあるというのを伺うのです。

そこら辺をどうしていくかが一つのポイントにはなるだろうと思っているので、また具体的な話になったところでお話を伺いたいと思います。

○金山委員　いじめのほうは、いじめ防止対策推進法ができたので、また別の動きが出ると思うのですが、いかがでしょうか。

○山下統括指導主事　いじめ防止対策推進法が施行されまして、これに基づいて国は基本方針を示したところです。まだ都の基本方針、条例をどうするかということも含めて示されていないので、本市は、最終的にその動きを踏まえながらなのですが、基本方針の策定に向けては準備を進めております。また、これにつきましては、追って、定例会に議案として出させていただきたいと思っています。その中で細かい取り組みをお示しさせていただいているのですが、要するに、早期発見・対応という部分はもちろんあるのですが、今、学校のほうに指導している中では、その手前の部分、要するに、いじめない子どもを育成する、あるいは暴力行為をしないというところ、不登校にもかかわるので、すけれども、わかるような授業をきちんと行って、その中で規律正しい生活ができて、周りから認められるというような集団づくりをするということで、これは授業改善から始まって、ふだんから取り組んでいかなければならないことがありますので、そういったものをもう少しクローズアップして、前面に出しながら方針を定めるとともに、各学校に指導をするというふうを考えております。どう対応するかというところがどうしてもクローズアップされますので、手前の部分、基本的な部分をしっかり本市ではやっていきたいと考えております。

なお、この中に、いろいろ具体的な例、学校の取り組み等も出ていますけれども、やはりいじめ問題等がございましたので、各学校では、例えばチェックシートを使って、先生方がそれをもってチェックをかけて、そういう課題がないかどうかという確認をしたり、あるいは、道徳の中でそういうことを踏まえた授業を行うですとか、あるいは、保護司の方などを呼んで、授業参観をしていただいたり、地域の方とパトロールをしたり、関係機関や、それから地域の方々と連携をしながら取り組んでいくという動きがかなりここで多く出てきているところです。

また、生徒会で例えばいじめの撲滅についてアンケートをとって、各クラスごとに発表して、それを取りまとめていじめのスローガンとして全校に示すとか、あるいは保護者との連絡用のノートを作成して、お互いに気になることを記入し合って情報交換を試みようとか、さまざまな連携の取り組みも行われているところです。

○星山委員 いじめのことで一つだけ、どうしていじめるのかについて、その理由を大人が理解するという視点がすごく大事なかなと思うので、それをぜひお願いしたいです。

○小田原委員長 そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、特にないようでしたら、24年度の報告ということでしたが、25年度の実態も把握しながら、対策、対応を進めているところでございますので、これを活用していただきたいというふうに思います。

それでは、指導課の報告は以上ということで。

続いて、スポーツ振興課から御報告願います。

○立川スポーツ振興課長 それでは、第64回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の結果について、御報告させていただきます。

去る1月26日（日）、沿道ボランティアなどを含めまして、1,600人のボランティアの皆さんに支えていただきながら、好天のもとで、無事、事故なく、大会を終えることができました。

参加チーム数ですが、当初、エントリー数は423チーム、当日出走数は402チームで、結果、12チームが関門等で脱落をいたしまして、390チームが完走という形になりました。

各部門の入賞チームは、お手元の資料のとおりでございます。

なお、このチーム名につきましては、これはエントリー時点での登録チーム名で記載をしております。この公式記録については、大会翌日の午後6時に市のホームページ及び公式フェイスブックにおいて公表をしたところでございます。

結果については以上でございます。

○小田原委員長 スポーツ振興課の報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

○金山委員 晴天でたくさんの方が来られて、豚汁とかがあったりとか、楽しい雰囲気よかったです。

この報告に、例えばボランティア何名入れていただくといいのかなと思いますし、それから、先ほどのおおるり展のところには、協力としてPTA連合会の名前を入れていただければと協力いただいた方もうれしいかなと思います。よろしく願います。

○小田原委員長 ぜひそういう配慮はしていただければ、皆さん、励みにもなりますし、そのつもりで出ているわけではないのだけれども、我々の意識として、ありがとうございます。

ましたという気持ちは入れたいです。

本当に当日は暖かかったとはいえ、早朝からの準備、あるいは対応は大変だったと思います。お疲れさまでした。

教育長は何かございますか。

○坂倉教育長 八王子署、高尾署の両警察署長がここで替わられたこともあって、御心配もあったと思うのですが、終わった後にも御挨拶に行かせてもらったら、お二人とも運営が非常にスムーズで、多くの方が参加されていて、なおかつ、ボランティアも含めた警備体制がしっかりしていると御安心されていまして、また来年以降もしっかり努めていきたいと思います。

○小田原委員長 総括の立場で、天野部長、何かございませんか。

○天野生涯学習スポーツ部長 大会までは大会日程が変わったりいろいろ不安要素があったのですが、当日は好天に恵まれた中で、無事終わることができましたこと、まずお礼を申し上げたいと思います。

今、教育長が言われましたとおり、警察、陸上競技協会、ボランティアの協力がなければ開催できない大会でございますので、今後とも連携を密にして、協力を仰ぎながらやっていきたいと思います。ありがとうございました。

○小田原委員長 お疲れさまでした。全関東八王子夢街道駅伝という全国的な大会でございますので、さらに充実した形で開催できるよう御努力いただければというふうに思います。

それでは、お疲れさまでした。

ほかに報告する事項等ございますか。なければ次にスポーツ施設管理課から報告願います。

○橋本スポーツ施設管理課長 それでは、行政監査において指摘された事項への措置状況について、御報告いたします。

本件につきましては、実は平成24年4月に既に対応を済ませていたものでございますが、教育委員会のほうに御報告申し上げ、教育委員会名で監査に通知をする、その手続を失念しておりまして、このほど、御報告申し上げた後、正式に教育委員会名で監査事務局のほうに報告通知をするということでございます。手続に遺漏がありましたことについて、この場をおかりいたしまして、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、内容につきましては、佐取主査から御報告いたします。

○佐取スポーツ施設管理課主査　内容につきまして、本指摘事項については、平成19年度行政監査において、体育館、運動場、それぞれの運動施設における条例、規則等におきまして、減免規定の不整合があったため、整合を図るべきものであるとの指摘を受けたものでございます。

措置の内容といたしまして、指摘を受けた滝ガ原運動場については、平成24年4月に八王子市屋外運動施設運営要綱を改正し、減免の対象や割合等の内容を整理することにより、八王子市体育館条例施行規則の減免規定と整合を図りました。また、平成24年度中に施設使用料補助制度を廃止し、平成25年度から予算に反映いたしました。

措置を講じましたことにつきまして、地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年1月31日に監査委員に報告いたすものでございます。

○小田原委員長　スポーツ施設管理課からの御報告ですが、何か御質疑、御意見はございませんか。

○和田委員　わかりやすく説明してもらっていいですか、何が問題だったのか。

○橋本スポーツ施設管理課長　この監査の指摘の内容なのですが、体育館条例のほうで、特定の社会教育団体であれば、登録すれば、大会等を開く際に2分の1、使用料を減額するというのが条例のつくりでございます。

一方、屋外運動施設につきましては、市長が特に認めた場合について、減額免除ができるという規定があるだけでございまして、明確に幾らにするという規定がございませんでした。

さらに、滝ガ原運動場は平成7年まで無料施設であったがために、関係団体は無料で大会をすることができていましたが、平成7年に有料施設に変わりましたので、体育館で登録団体が大会を行う場合には2分の1減額されるのに、屋外運動施設、滝ガ原を利用して大会を開く場合には満額負担しなければならないのは不公平であるということで、滝ガ原運動場の使用料の2分の1を補助金で措置しておりましたが、同じ2分の1の使用料にするにしても、補助金で対応しているのと減額で対応しているのでは統一性がないから、統一しなさいというのが監査からの指摘でございます。そういう指摘がございましたので、平成24年4月までに監査との調整、それから関係団体との調整等済ませまして、平成24年4月から屋外運動施設についても、体育館利用者同様、2分の1減額にするという形に要綱を改正したところでございます。

そこで、所管としては、その旨を監査に報告したのですが、手続上は教育委員会に御報告を申し上げて、教育委員会名で監査に通知をしなければいけなかったところ、手続を失念しておりまして、所管で答えたからそれでいいと、そういうような形で済ませておりましたので、このほど、監査から教育委員会からの返事はどうなっているのだと、そういう指摘を受けまして、申しわけございませんということで、このたび、この場で御説明申し上げている次第でございます。

以上です。

○小田原委員長　これだけという感じがするのだけれども、ほかのほうは黙ってやっちゃっているのではないですか。そこがわからないのです。だから、そのときに指摘された事柄について、後で報告するという事項なのだとあるところがあるのではないですか。そのときにきちんと答えれば、それで済んでしまったという話があるけれども、この件については何かそこが、面と向かって何か指摘をされるわけですよ。そういうことで、監査のほうからスポーツ施設管理課だけが言われたわけですよ。やっていませんよと。

○橋本スポーツ施設管理課長　実は、ほかの案件につきましては、教育委員会に報告した上で監査に通知をしなければいけない内容につきましては、もう既に対処済みで、うちのスポーツ施設管理課のこの案件についてのみ、教育委員会へ御報告するのを忘れていたと、そういうことでございます。

○小田原委員長　前回の報告の中になかったですか。

○橋本スポーツ施設管理課長　前回は包括外部監査で、こちらは行政監査です。

○小田原委員長　何で今ごろ、19年のものが出てきたのだという話にならないですか。

○橋本スポーツ施設管理課長　そういうことなのです。19年に受けた指摘につきまして、監査事務局と、当初、意見の食い違いがありましたので、監査事務局との調整に時間がかかった。さらに、その後で、関係団体との調整もする必要があったので、時間がかかって平成24年4月に措置をしたのですけれども、その後、教育委員会にお諮りする手続を忘れてしまったということなのです。

○小田原委員長　ということですが、わかりましたか。

そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　そういうことで、監査事務局に御報告するというので、よろしく願いいたします。



他に報告する事項はございますか。

○山下統括指導主事 昨年度も実施をされたのですが、本年度も東京都教育委員会から、「都内公立学校における体罰の実態把握について」という調査の依頼がきております。昨年度もさまざまな事件を受けて、学校における体罰の状況の調査があり、平成25年5月に結果が公表されたわけですが、同じような形で、今年度も調査依頼がきまして、各学校では12月中に校長による個別の全教職員の聞き取り調査、それから、児童・生徒を対象とした質問紙調査を実施をしております。その結果については、各学校から上がってきておりますので、これを取りまとめて東京都教育委員会に報告をいたします。次年度になりましたら、その結果が公表される予定でございます。

○小田原委員長 ということでございますが、何か御質疑、御意見ございませんか。

ぜひそのヒアリングのときに、先ほどの星山委員が言っていたように、どうしてそういういじめがあるのかというようなところも、市教委としての視点で聞いてもらえれば大変ありがたいです。

○山下統括指導主事 体罰の調査です。

○小田原委員長 体罰ですか。いじめは別だということですか。

○相原学校教育部指導担当部長 いじめについても、やはり原因がわからないと未然防止もできませんので、その辺の調査も行っていきたいと思います。

○小田原委員長 生徒指導は難しいところで、児童でも難しいところがありますから、先生は大変だろうと思いますけれども、指導主事の皆さんもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ほかに報告する事項はないようでございますので、委員の皆さんのほうで何かございますか。

○金山委員 1月17日に東京都市町村教育委員会連合会の理事会と、それから常任理事会に出席してまいりました。川上委員の後任ということで御挨拶してまいりましたので、御報告いたします。

○小田原委員長 もう一言あるのではないですか。次回、私が連合会長になりますみたいな話はまだないのですか。

○金山委員 それで、現在、副会長ということで引き継ぎましたので、よろしくお願ひいたします。次年度は会長市になります。

○小田原委員長 ということですので、金山委員には、引き続き、御苦勞をかけますけれど

も、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退出願ひます。

再開は11時35分ということによろしいですか。

[午前11時27分休憩]